

令和7年度 向洋小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ未然防止教育による目指す姿

- 児童生徒が、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを認識することができる。
 - 児童生徒1人1人が「いじめ」とは何かを認識し、「いじめ」を自分たちの問題として捉え、学校でいじめをしない、させない、見逃さない雰囲気づくりを自主的にすることができる。
 - 児童生徒同士がお互いを尊重し、共生していくために必要なコミュニケーション能力を身につけることができる。
- ⇒ 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを児童生徒自身が主体的に実施できるようになる。 <令和6年11月8日「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議決定」より>

2 いじめ防止対策組織

「いじめ問題対策チーム」を設置し、いじめの小さな兆候や懸念、児童・保護者からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。「いじめ問題対策チーム」は校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーターなどで構成し、必要に応じてPTA会長・いじめ対応アドバイザー・スクールカウンセラー等と連携する。

(1) いじめ防止対策組織の役割

- ① 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
学校評価アンケート等で学校におけるいじめ防止・未然対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
「いじめ防止基本方針」「いじめ初期対応の基本的な流れ」等の周知をし、教職員の共通理解を図る。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
学校便りや学校ホームページなどを通じて、いじめ防止の取組状況等を発信する。いじめ件数がゼロであっても、学校便りで発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、正確で迅速な情報収集を行い、事実関係を把握する。
 - イ 事案への対応については、問題を教職員が一人で抱え込まないように組織的な対応をとる。適切な構成員を検討して迅速に対応する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ウ 問題が解消したと判断しても、その後も対象児童を観察し、継続的に指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

～学習指導と生徒指導の一体化～

授業の中に、知識や思考力を育て学力を高めるだけでなく、児童生徒が個性を伸ばし社会性を身につけるように働きかける生徒指導の4つの視点を意識して組み込んでいく。

①自己存在感の感受

「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切。自己肯定感や自己有用感を育むことも極めて重要。

②共感的な人間関係

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要。

③自己決定の場の提供

授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、製作する等の体験が何より重要。

④安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切。

(2) いじめの早期発見の取組

～子どもの視点に立った相談体制の充実～

1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、子どもの声を聴き、子どもの視点に立って、子どもの悩みを受け止められるような取組を推進する。

- ① 「心の健康観察」を実施する。毎朝、児童が自分の端末を用いて、自分の心の状態を選択する。教師は、児童が実施した「心の健康観察」の結果を基に、様子や変化を見取る。
- ② 「SOSシート」(児童・毎月)「なかよしアンケート」(保護者・学期毎)を実施する。保護者へは端末を利用することで、相談しやすい環境にする。個人面談「ハートフルウィーク」も実施し、児童が教師に何でも相談しやすい人間関係づくりを行う。
- ③ 教職員と児童との人間関係づくり、保護者との信頼関係づくりに努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ④ 些細な兆候であってもいじめではないかと疑いを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。

(3) いじめへの対処

① 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデルの構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進する。
- ・加害児童に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・子ども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援を推進する。

② 重大事態対応等における第三者性(中立性・公平性)の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む取組を導入するためのガイドラインを作成する。
- ・重大事態調査の調査委員(第三者委員)の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会を実施する。

③ ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施する。

4 いじめ防止等に関する具体的な取組に対する検証と見直し

- (1) 「SOS シート」(児童・毎月)、端末を利用した「なかよしアンケート」(保護者・学期毎)と個人面談を行い、実態を把握するとともに改善を図る。
- (2) 保護者・職員については学校評価アンケートにいじめ防止等の項目を挙げ問題点を検証する。
- (3) 年度末と年度初めの児童理解の会で児童の実態を共通理解し、次年度への引継ぎを円滑に行えるようにする。
- (4) 国で作成したチェックシートを用いた点検を実施する。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態の発生と報告

①重大事態の意味

- ア 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - 児童が自殺を企画した場合
 - 心身に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合等
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - 「相当の期間」の目安は年間 30 日
 - 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

- (2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査をする際は、いじめを受けた児童を守ることを優先とし、保護者の要望・意見を十分配慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

②調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

(4) 重大ないじめ事案の警察との連携

①学校は、いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

②児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

③個別事案に関わる日常的な情報共有や相談・通報ができるような連携体制の構築に取り組む。

④学校・警察連絡員の指定の徹底をする。

⑤警察と連携したいじめへの適確な対応における留意事項

警察では、重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該児童又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを学校に求める。学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。